

[事案 23-56] 転換契約無効請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換の申込みが申立人の意思に基づくものではないとして、契約転換が無効であること及び被転換契約が存続することの確認を求め申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 12 月、募集人に対して、保険料の支払方法を口座振替から給料天引きに変更する手続を依頼し、一枚の書面に募集人の指示通り署名・押印を行い、保険証券を渡したところ、契約が転換されていた。契約転換は自分の意思に基づくものではないのだから、転換契約を無効として被転換契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、被転換契約の見直しを、パンフレット、提案書等に基づいて勧誘した。
- (2) 申立人は、申込書に自らの意思で署名・押印し、告知書記載の質問事項に回答することで保険会社に対し健康状態を告知するとともに、「健康管理証明書発行のお願い」に署名・押印することで勤務先に対し健康管理証明書を発行するよう依頼した。
- (3) 転換後契約の保険証券及び「契約転換後精算書」を申立人に送付し、更に毎年 1 回「ご契約内容のお知らせ」を申立人に送付しているが、申立人が契約転換について異議を述べたり苦情を述べたりしたことはなかった。
- (4) 申立人は、平成 21 年 12 月に、転換後契約に基づいて給付金の支払を保険会社から受けている事実がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された書類等にもとづいて審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1 転換契約を締結する意思の有無について

- (1) 申立人は、平成 16 年 12 月下旬、勤務先において、申込書に自ら署名・押印し、告知書記載の質問事項に回答することで保険会社に対し健康状態を告知するとともに、「健康管理証明書発行のお願い」に署名・押印し、勤務先に対して健康管理証明書を保険会社宛に発行することを依頼している。これらの書類は従前の被転換契約の継続のためには必要のない書類であり、申立人が契約の内容の変更を理解した上で契約転換を申し込んだことが強く推認される。
- (2) さらに、申込書の裏面には「申込内容をご確認の上、表面の自署欄に自署・押印ください」との記載の下に契約内容が明示されており、これは、被転換契約の内容とは明らかに違う内容であることから、保険契約の内容が変更されていたことに気付かなかったという申立人の主張は信用できない。

2 錯誤について

- (1) 契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素（当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実）について、事実と異なる認識を抱き（錯

誤)、このような認識に基づいて契約を締結した場合である（民法 95 条本文）。

(2) 本件申込書には契約内容が明記されており、申立人が契約転換にあたり錯誤に陥っていたという事実を認定することは困難である。

(3) 仮に申立人が、申込みの際に、申込書、「ご契約のしおり」、「特に重要なおしらせ」、などの契約書類を読まず、錯誤に陥っていたとしても、契約内容が変更されていることは、申込書の記載等から、わずかな注意をすれば容易に知りえることであり、かつ申立人が自ら申込書に署名していることからすれば、これらの書類を読まなかったことは、申立人において錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると評価できる。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。